

生命保険料控除の改正

2008 年度税制改正において既に決定されております生命保険料控除の改正。まだまだ先だと思っておりましたが、いよいよ来年以降の契約より影響を受けることとなります。以下、改正の概要について説明します。

1. 改正の概要

(1) 介護医療保険料控除の新設

2012 年 1 月 1 日以後に契約する医療保険や介護保険などを対象にした「介護医療保険料控除」が新設され、従来の「一般生命保険料控除」、「個人年金保険料控除」とは別枠で、所得税最高 4 万円、個人住民税最高 2.8 万円の控除を受けることが出来るようになります。

(2) 一般生命保険料控除・個人年金保険料控除の適用限度額の縮小

2012 年 1 月 1 日以後に契約(更新含む)する一般生命保険料控除・個人年金保険料控除の対象となる契約に係る保険料の控除限度額が、それぞれ所得税 4 万円(従来 5 万円)、個人住民税 2.8 万円(従来 3.5 万円)に縮小されます。

(3) 制度全体の適用限度額の変更

2012 年 1 月 1 日以後に契約する生命保険契約等について、一般生命保険料控除・個人年金保険料控除・介護医療保険料控除を合わせた全体の適用限度額は、所得税で従来の 10 万円から 12 万円に上げられます。住民税は従来の 7 万円のまま据え置かれます。

2. 改正前と改正後の控除計算式

改正前(一般・年金それぞれに適用)

所得税		個人住民税	
年間の保険料(円)	保険料控除額(円)	年間の保険料(円)	保険料控除額(円)
25000 以下	支払保険料等の全額	15000 以下	支払保険料等の全額
25000 超 50000 以下	支払保険料等 × 1/2 + 12500	15000 超 40000 以下	支払保険料等 × 1/2 + 7500
50000 超 100000 以下	支払保険料等 × 1/4 + 25000	40000 超 70000 以下	支払保険料等 × 1/4 + 17500
100000 超	一律 50000	70000 超	一律 35000

一般・年金保険料控除 2 つ合わせて所得税最高 10 万円、個人住民税最高 7 万円

改正後(一般・年金・介護医療それぞれに適用)

所得税		個人住民税	
年間の保険料(円)	保険料控除額(円)	年間の保険料(円)	保険料控除額(円)
20000 以下	支払保険料等の全額	12000 以下	支払保険料等の全額
20000 超 40000 以下	支払保険料等 × 1/2 + 10000	12000 超 32000 以下	支払保険料等 × 1/2 + 6000
40000 超 80000 以下	支払保険料等 × 1/4 + 20000	32000 超 56000 以下	支払保険料等 × 1/4 + 14000
80000 超	一律 40000	56000 超	一律 28000

一般・年金・介護医療保険料控除 3 つ合わせて所得税最高 12 万円、個人住民税最高 7 万円

3. 2011 年 12 月 31 日以前契約分

一般生命保険料控除(介護医療含む)・個人年金保険料控除については、改正前の控除額(限度額はそれぞれ所得税 5 万円、個人住民税 3.5 万円)が 2012 年以後も継続されます。

4. 改正前の契約と改正後の契約双方に加入している場合

一般と年金の控除ごとに、①改正前の契約に係る控除額 ②改正後の契約に係る控除額 ③ ①+②(その控除限度額は改正後の所得税 4 万円、個人住民税 2.8 万円となる)、のいずれかから控除額を選択する。

上記は現行税制に基づき適用されるもので、詳細な適用要件が必要です。実施に当たっては専門家にご相談の上、ご自身の責任で実施いただきますようお願いいたします。

大阪市天王寺区堂ヶ芝 1 丁目 1 番 16 号桃陽ビル 202 号

TEL 06-6774-8282

FAX 06-6774-8281

E-mail nishikai@kiu.biglobe.ne.jp

西野会計事務所

検索

